

保護者の皆様

子どもたちの安全を最優先するために

～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力のお願い～

文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず発生しています。

児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者及び関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう定めています。

保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校の児童虐待発見、通告へのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもたちの安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いいたします。

令和6年 横浜市教育委員会

児童虐待防止法等に関する法律

第5条（児童虐待の早期発見努力義務）

学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に勤めなければならない

第6条（児童虐待に係る通告義務）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない

ほごしゃ みなさま
保護者の皆様

こ どもたちの安全を最優先するために

じどうぎゃくたい かん がっこう つうこくぎ む りかい きょうりよく ねが
～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力をお願い～

もんぶかがくしょう によれば、じどうぎゃくたい かん そうだんたいおうけんすう いぜん ぞうか
文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加
けいこう 傾向にあり、とく こ せいのめい うば じゅうだい じけん あと た
特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず
はっせい 発生しています。

じどうぎゃくたい しゃかいぜんたい かいけつ しんこく もんだい
児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

ほうりつ がっこう じどうぎゃくたい そうきはっけん
法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、
そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために
「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

よこはましこども ぎゃくたい まも じょうれい し しみん ほごしゃおよ
また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者及び
かんけいきかんとう せきむ しめ しゃかいぜんたい こ ぎゃくたい まも
関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう
さだ 定めています。

ほごしゃ みなさま こ ども あんぜん まも がっこう じどう
保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校の児童
ぎゃくたいはっけん つうこく りかい ほごしゃ がっこう れんけい こ
虐待発見、通告へのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもたちの
あんぜん みまも たいせい きょうりよく ねが
安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いいたします。

令和6年 よこはましきょういくいんかい
横浜市教育委員会

じどうぎゃくたいぼうしほうとう かん ほうりつ 児童虐待防止法等に関する法律

だい じょう じどうぎゃくたい そうきはっけんどりよくぎ む 第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

がっこう じどうふくしせつ びょういん た じどう ふくし ぎょうむじょうかんけい だんたいおよ がっこう きょうしよくいん じどうふくしせつ
学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設
の職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあ
ることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない

だい じょう じどうぎゃくたい かか つうこくぎ む 第6条 (児童虐待に係る通告義務)

じどうぎゃくたい う おも じどう はっけん もの すみ しちょうそん とどうふけん せっち ふくしじむしょ
児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所
若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告
しなければならない

おとな かた
大人の方へ

こ ぶんぜん まも
子どもの安全を守るために

がっこう ぎゃくたい かのうせい とき
学校は、虐待の可能性がある時は
くやくしょ じどうそうだんしょなど かなら つた
区役所や児童相談所等に必ず伝えます

よこはまし
横浜市では、みんなで子どもを虐待（暴力や食事をあげない等）から必
まも
ず守ります。

ぎゃくたい
虐待されているかもしれない子どもを見つけたとき、学校は必ず、すぐに区
やくしょ じどうそうだんしょなど つた
役所や児童相談所等に伝えます。これは国の法律です。

れいわ ねん ねん
令和6年（2024年）

よこはましきょういくいいんかい
横浜市教育委員会

国の法律 児童虐待の防止等に関する法律

第5条（児童虐待の早期発見努力義務）

第6条（児童虐待に係る通告義務）

Gửi đến những người lớn)

ĐỀ BẢO VỆ AN TOÀN CHO TRẺ EM

Khi thấy trẻ có khả năng bị ngược đãi, nhà trường nhất định phải liên lạc với các nơi như Sở Hành Chính hoặc Cơ Sở Tư Vấn Nhi Đồng

Ở Thành phố Yokohama, tất cả mọi người nhất định phải bảo vệ trẻ em không bị tình trạng ngược đãi (chẳng hạn như gây bạo lực, hoặc không cho các em ăn).

Khi phát hiện thấy những em nào có thể có khả năng bị ngược đãi, nhà trường nhất định phải liên lạc ngay lập tức với các nơi như Sở Hành Chính, hoặc Cơ Sở Tư Vấn Nhi Đồng. Đây là Luật của Quốc Gia.

Hội Ủy Viên Giáo Dục Thành Phố Yokohama năm 2024

国の法律 児童虐待の防止等に関する法律

第5条 (児童虐待の早期発見努力義務)

第6条 (児童虐待に係る通告義務)

A todos os adultos:

PARA A PROTEÇÃO E SEGURANÇA DAS CRIANÇAS

**Quando houver alguma suspeita de abuso,
as escolas informarão as prefeituras,
os centros de assistência ao menor, etc.**

Em Yokohama é dever de todos assegurar a proteção das crianças contra os abusos como violências, negligências, etc.

Se a escola suspeitar que uma criança é vítima de abuso, irá informar imediatamente as prefeituras, os centros de assistência ao menor, etc. Isto está determinado por lei nacional do Japão.

Secretaria da Educação de Yokohama, 2024

Lei Nacional Sobre a prevenção do abuso infantil

Artigo 5 (Obrigação de detectar precocemente o abuso infantil)

Artigo 6 (Obrigação de denunciar qualquer tipo de abuso infantil)

各位家长

为了保护孩子们的安全

在发现孩子有被虐待的可能性时 学校必须通报区政府和儿童咨询所

在横滨市必须要大家来保护孩子们不被虐待（受暴力或衣食住得不到照顾等）。

在发现孩子有被虐待的可能性时，学校必须马上通报区政府和儿童咨询所。这是国家法律所规定的。

2024年 横滨市教育委员会

日本国家法律 有关防止虐待儿童的法律

第5条 （早期发现虐待儿童的努力义务）

第6条 （有关虐待儿童的通报义务）

Dear Parents and Guardians:

For the Safety and Protection of Children

**If schools suspect abuse,
they are required to report it to
the ward office or a child counseling center.**

In Yokohama, it's everyone's responsibility to protect children from abuse such as violence, malnourishment, etc.

If schools suspect that a child is being abused they are required to report it to the ward office or child counseling center immediately. It's federal law.

Yokohama Board of Education, 2024

Japanese Federal Law Child Abuse Prevention Act

Article 5 (Obligation to Detect Child Abuse Early)

Article 6 (Obligation to Notify Child Abuse)

保護者の皆様

子ども同士による金銭の授受をしないために

～ご家庭でのご理解、ご協力のお願い～

子どもたちは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認め合い、成長していきます。その中で、今もなお、地域や商業施設等で過ごす際に金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりする事案が少なからず見られます。

金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は少額と思っていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつかなくなることもあります。最近では、ネットゲーム（課金）などにより、金銭感覚が麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境や、子どもたちの金銭感覚、規範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事や刑事事件に発展することもあります。

このことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」として学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

また、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもたちの健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますので、あわせてご理解ご協力をお願いいたします。

令和6年 横浜市教育委員会

関連法規

刑法第222条（脅迫罪）

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

刑法第223条（強要罪）

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

刑法第249条（恐喝罪）

人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

子ども同士による金銭の授受をしないために

～ご家庭でのご理解、ご協力のお願い～

子どもたちは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認め合い、成長していきます。その中で、今もなお、地域や商業施設等で過ごす際に金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりする事案が少なからず見られます。

金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は少額と思っていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつかなくなることもあります。最近では、ネットゲーム(課金)などにより、金銭感覚が麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境や、子どもたちの金銭感覚、規範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事や刑事事件に発展することもあります。

このことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」として学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いします。

また、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもたちの健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますので、あわせてご理解ご協力をお願いいたします。

れいわ ねん よこはましきょういくいいんかい
令和6年 横浜市教育委員会

かんれんほうき 関連法規

けいほうだい じょう きょうはくざい 刑法第222条(脅迫罪)

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

けいほうだい じょう きょうようざい 刑法第223条(強要罪)

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

けいほうだい じょう きょうかつざい 刑法第249条(恐喝罪)

人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

子ども同士の お金のやり取りは 「やってはいけないこと」です。

お金のやり取りは、
たとえ少額であっても
よくないよね！

ネットゲームでの課金[※]
も、お金のやり取りと
同じだよ！

財布忘れちゃった！
友だちにジュース代
借りちゃおう！

今日は僕のもってきた
お金で遊ぼうよ！

□はじめは少額が、知らず知らずに高額に！

□お金を要求することは刑事事件になることも！

□お金の貸し借りは「いじめ」につながる可能性あり！

※金銭授受は **脅迫罪** **強要罪** **恐喝罪** にあたる可能性があります。

※学校では、必要に応じて警察等、関係機関と連携して指導を行います。

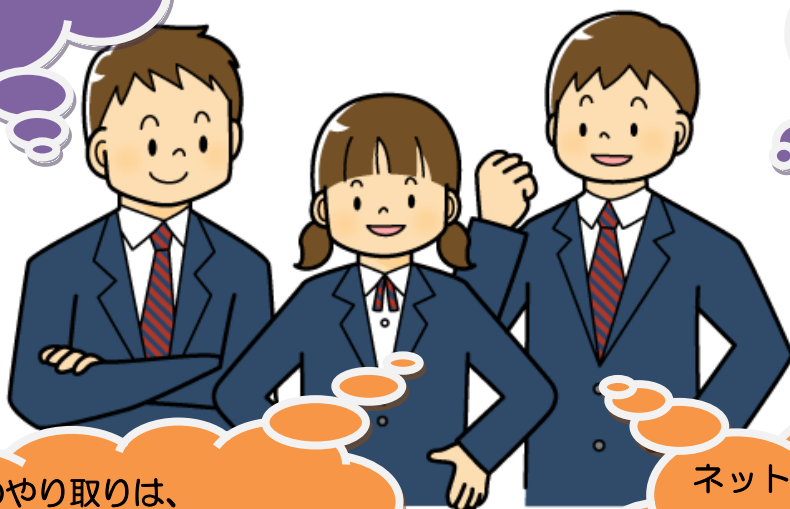
**いやなことや心配事があったら、すぐ大人に
相談して安心できる学校生活を送ろう！**

※課金：アプリゲーム等のプレイ料金やゲーム内アイテム等の料金を支払うこと

子ども同士の お金のやり取りは 「行ってはいけな行為」です！

財布忘れちゃった！
今日もジュース代
借りちゃおう！

今日は俺のおごり
で遊ぼうよ！
(家から持って
きた)



お金のやり取りは、
たとえ少額であっても
よくないよね！

ネットゲームでの課金
も、お金のやり取りと
同じだよ！

- はじめは少額が、知らず知らずに高額に！
- 金銭の要求行為は、刑事事件になることも！
- 金銭の貸し借りは「いじめ」につながる可能性あり！

※金銭授受は **脅迫罪** **強要罪** **恐喝罪** にあたる可能性があります。

※学校では、必要に応じて警察等、関係機関と連携して指導を行います。

**いやなことや心配事があったら、すぐ大人に
相談して安心できる学校生活を送ろう！**

子ども同士の お金のやり取りは

お小遣いピンチなの。
ちょっとでいいから
お金貸して。



※ 課金して、もっとアイテムを
手に入れようよ。



のど、乾いちゃった。
ジュースおごって。



私が持ってきた
お金で遊ぼうよ。



いつも、みんなと楽しく過ごすために、どうしたらいいかな？

※課金：アプリゲーム等のプレイ料金やゲーム内アイテム等の料金を支払うこと